

第2章 令和3年度のトピック

1 県内2基目の商用水素ステーション開所と水素の利活用拡大に向けた取組について

県では、東日本大震災の経験からエネルギーの多様化や自立・分散型エネルギー確保の必要性を改めて認識し、再生可能エネルギーの導入拡大を進めるとともに、次世代エネルギーとして重要性を増す水素の利活用推進に取り組んでいます。

水素の有用性

① 環境負荷の低減

- 利用段階で二酸化炭素を排出しないため、地球温暖化の防止に貢献
- エネルギー効率が高く、省エネにも期待

② エネルギー供給源の多様化

- 水素は化合物として無尽蔵に存在
- 水素は自然エネルギーを活用するなど様々な方法で製造可能

③ 経済波及効果

- 今後成長が見込まれ、幅広い業種にチャンス
- 産業振興や雇用拡大にも期待

④ 災害対応能力の強化

- 自立・分散型電源として非常時対応に期待

水素は、水などの形で地球上に無尽蔵に存在し、利用段階で二酸化炭素を排出しない究極のクリーンエネルギーとして注目されています。

水素で走る燃料電池自動車（FCV）は、水素タンクに充填された水素と空気中の酸素の化学反応により生じた電気を使い、モーターを回して走行します。走行時に排出するのは水だけで、二酸化炭素や排気ガスを排出しません。また、FCV内の燃料電池で生み出した電気を外部に取り出して使用することができ、災害時における非常用電源としての活用も期待されています。

FCVには、燃料である水素を充填するための水素ステーションが必要不可欠ですが、平成29年3月に東北初の商用水素ステーションが仙台市宮城野区幸町に開所しました。

(1) 県内2基目の商用水素ステーション整備

県では、更なるFCVの普及拡大に向け、新たな水素ステーションの整備を目指してきましたが、令和3年8月、県内2基目の商用水素ステーション「イワタニ水素ステーション仙台空港」が仙台空港付近に開所しました。

【イワタニ水素ステーション仙台空港の概要】

- 所在地：岩沼市空港西
- 営業時間：午前9時から午後5時まで（水曜定休）
- 水素供給：圧縮水素（オフサイト供給）
- 供給能力：300Nm³/h（1時間当たり6台のFCVへの満充填が可能）
- 充填時間：3分/台（満充填約5kg）
- 充填圧力：82MPa
- 主要設備：圧縮機、蓄圧器、ディスペンサーなど



▲県内2基目の商用水素ステーション（イワタニ水素ステーション仙台空港）

新たな水素ステーションが開所したことで、本県におけるFCVへの水素供給体制は、1基目の水素ステーションと合わせて点から線となり、県内におけるFCVの普及拡大に、より一層の弾みがつくことが期待されます。また、この水素ステーションで供給される水素は、「福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）」（福島県浪江町）において、太陽光発電により水の電気分解を行って製造したグリーン水素も使われており、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指す本県にとって意義深いものとなります。

(2) 水素の利活用拡大に向けた取組

① 普及啓発イベントの開催

水素ステーション開所を契機として、水素エネルギーやFCVに関する県民の認知度及び理解度の向上を図るため、新たな水素ステーションの周辺市において水素エネルギー普及啓発イベントを開催しました。



▲水素エネルギー普及啓発イベント（イオンモール名取）

② FCV タクシーの本格運行開始

タクシーは、その利用を通じて乗車体験の機会を提供できるため、幅広い層に向けて効果的に水素エネルギーをPRすることができます。

県内では、平成29年度から令和2年度にかけて実施された実証事業の結果を踏まえ、令和4年3月から、タクシー事業者3社において、県内初となるFCV タクシーの本格運行が始まりました。



▲運行開始報告の様子

FCV タクシーの運行開始により、多くの県民に水素エネルギーをより身近に感じてもらえる機会が増えることが期待されます。

【FCV タクシーの運行状況 /R3 年度末】
 仙台市内 : 1社2台
 仙台空港周辺 : 2社2台



▲FCV タクシー(左から株式会社仙台タクシー/株式会社なとり川交通/稲荷タクシー有限公司)

令和3年度
 第一部
 総説
 トピック

2 南三陸海岸流域及び阿武隈川流域水循環計画の策定について

(1) 流域水循環計画とは

本計画は、ふるさと宮城の水循環保全条例（平成16年宮城県条例第42号）に基づき、宮城県水循環保全基本計画（第2期）（令和3年3月策定）で定める基本事項をもとに、流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため定めるものです。

県内を大きく5つに区分した流域のうち、南三陸海岸流域と阿武隈川流域について、令和3年度を始期とする第1期計画を策定しました。

(2) 計画の基本的事項

① 計画の目的

南三陸海岸流域及び阿武隈川流域の水循環の現状把握等により見出される課題に対し、解決・改善を図るための具体的な対応・取組を示すものです。基本計画で定める長期的な目標を達成するため、山間部、農村部及び都市郊外部、都市部並びに海岸部での水循環に係る取組間の連携や新たな施策を構築することで、流域の健全な水循環を保全していきます。

② 計画の対象区域

●南三陸海岸流域

気仙沼湾、志津川湾、女川湾沿岸等から構成

される2市2町（石巻市（一部）、気仙沼市、女川町、南三陸町）

●阿武隈川流域

阿武隈川水系、坂元川水系、宇多川水系の流域及びこれら水系間の沿岸域から構成される3市8町（白石市、角田市、岩沼市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、亘理町、山元町）

③ 計画期間

10年間（令和3年度から令和12年度まで）

(3) 基本理念と目指す将来像

① 基本理念

みんなでつなぐいのちの水
 ～守り、育て、未来へ～

② 健全な水循環を構成する4つの要素と目指すべき将来像

健全な水循環を構成する4つの要素として、「清らかな流れ」、「豊かな流れ」、「安全な流れ」、「豊かな生態系」を取り上げ、目指すべき将来像を設定しています。

(4) 流域の現状と課題

① 計画を取り巻く近年の状況

- 気候変動等による影響
- 近年の大規模洪水による被災
- 東日本大震災の復興事業における環境配慮
- プラスチックによる海洋汚染問題
- 新型コロナウイルス感染症等への対応

② 水循環の4つの要素からみた現状と課題

要素	課題
清らかな流れ	● 地球温暖化に伴う水温上昇が水質に与える影響も新たな課題
豊かな流れ	● 大規模開発による水環境への影響に配慮する必要性
安全な流れ	● 近年、洪水や土砂災害が頻発化・激甚化し、水害対策の推進が喫緊の課題
豊かな生態系	● 気候変動等に伴う魚種の変化、磯焼け、貝毒の発生等、漁業や生態系への影響が懸念

南三陸海岸流域

管理指標	現在(点)	目標値(点)
清らかな流れ	8.4	10.0
豊かな流れ	9.0	9.0
安全な流れ	4.8	7.2
豊かな生態系	6.0	7.2

阿武隈川流域

管理指標	現在(点)	目標値(点)
清らかな流れ	8.1	10.0
豊かな流れ	8.9	9.0
安全な流れ	8.5	8.6
豊かな生態系	7.2	7.6

③ 流域の健全な水循環の保全に関わる施策・取組
 施策の大綱、県の主な取組、行政計画・施策、関係団体の取組

④ 計画推進のための方策

関係団体の連携・協働、各主体の役割、進行管理の体制と方法（PDCA サイクル）、計画の普及啓発、流域水循環計画推進会議

(5) 流域水循環計画

① 4つの要素の目標

4つの要素に対する現状と課題を踏まえ、10年後までを目途として長期的な目標値を定めます。

② 流域の課題に対する対応

水循環に関わる4つの要素の課題に対し、健全な水循環の保全のための施策・取組を計画的・継続的に実施していきます。

(6) 水道水源特定保全地域の指定

植物自然充実度調査の結果を用いて、新たな指定区域の検討を実施

3 第13次宮城県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画の策定について

(1) 宮城県鳥獣保護管理計画の目的

野生鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、県民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たしています。しかし、一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が深刻な状況にあります。

このため、県では、鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理を推進することにより、人と野生鳥獣が共生する社会を構築するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下、「鳥獣保護管理法」という。）」第4条の規定に基づき、「宮城県鳥獣保護管理事業計画（以下「事業計画」という。）」を策定し、野生鳥獣に関する施策を推進してきました。

第12次事業計画が令和3年度で終了することに伴い、新たに第13次事業計画を策定し、令和4年4月1日からスタートしました。

(2) 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

(3) 計画の概要

この計画は、国が令和3年10月に新たに策定した「鳥獣の保護及び管理を円滑にするための事業を実施するための基本的な指針」に即して概ね5年ごとに策定しています。

地域的特殊性に配慮した野生鳥獣の生息状況や各種保護管理施策を実施することにより、県内に生息する野生鳥獣の適切な保護及び管理を図るよう、県全体の鳥獣保護管理事業の実施に関する以下の事項について定めています。

- イ 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
- ロ 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- ハ 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- ニ 特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域及び猟区に関する事項
- ホ 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
- ヘ 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- ト 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
- チ その他

(4) 第二種特定鳥獣管理計画

鳥獣保護管理法第7条の2に基づき、生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るため、個体数管理や被害防除対策等、特定鳥獣の管理に関して定めるものです。宮城県では、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの四種類について計画を作成しました。

第13次事業計画では、当該計画の作成に関する方針を示しています。

対象鳥獣の種類	計画の期間	備考
ニホンザル	令和4～8年度	第五期計画
ツキノワグマ	//	第四期計画
ニホンジカ	//	第三期計画
イノシシ	//	第四期計画

なお、生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣の保護を図るため、特に必要があると認める場合は「第一種特定鳥獣保護計画」を作成することになりますが、宮城県には該当する鳥獣がないため、作成していません。

(5) 鳥獣保護管理の推進

第13次事業計画を実行するためには、関係機関の理解と協力が必要不可欠です。特に、野生鳥獣による農林水産業被害対策については、市町村、狩猟団体、農林業団体等との連携を密にし、鳥獣保護管理を推進していきます。

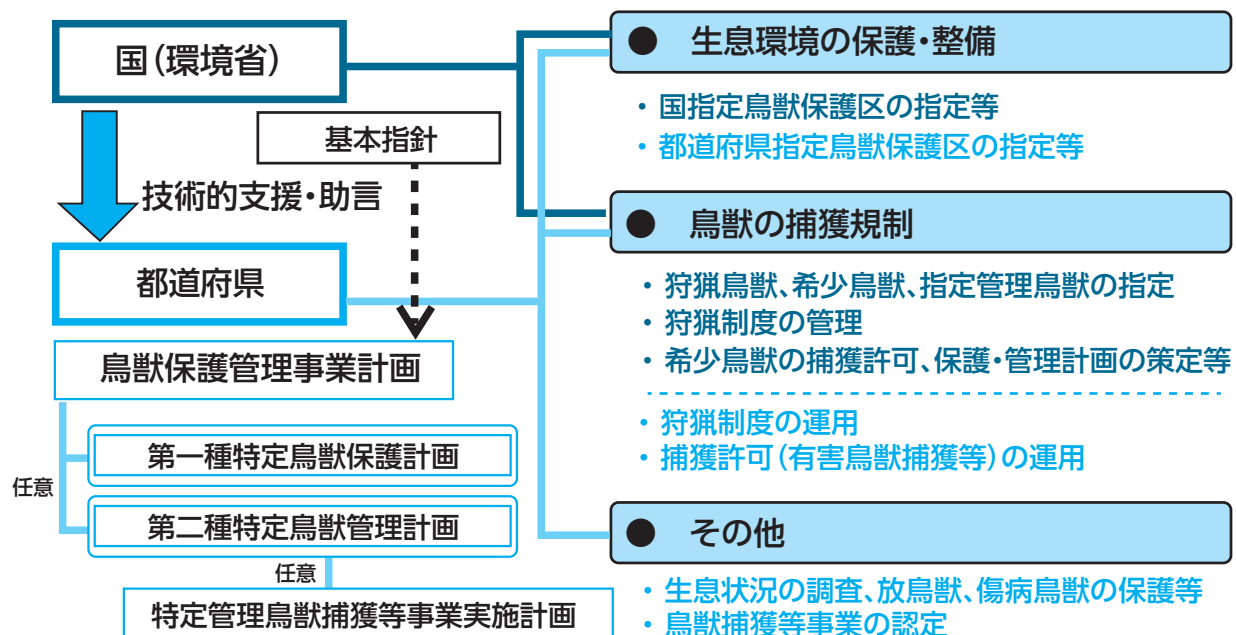


図1-2-1 鳥獣保護管理法の施策体系

4 宮城県食品ロス削減推進計画について

本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう「食品ロス」は、食料問題の観点はもちろん、多量の資源・エネルギーを用いて生産された食料を更に廃棄することによる資源・エネルギーの消費、運搬や焼却による余分な二酸化炭素の排出、ごみ処理費用の増加などの観点からも問題となっています。

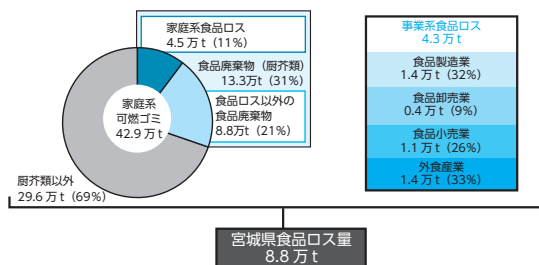
本県では、食品ロスの削減を推進するため、県内における食品ロス発生量及び発生要因、県民・事業者の食品ロスに対する関心等について調査を行い、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）に基づく「宮城県食品ロス削減推進計画」を令和4年3月に策定しました。

(1) 本県における食品ロスの現状

県内で発生している年間の食品ロス量は、家庭から発生する「家庭系食品ロス」4.5万t、外食産業や食品製造業、食品小売業等から発生する「事業系食品ロス」4.3万tの、合計8.8万tと推計されます。（令和元年度推計値）

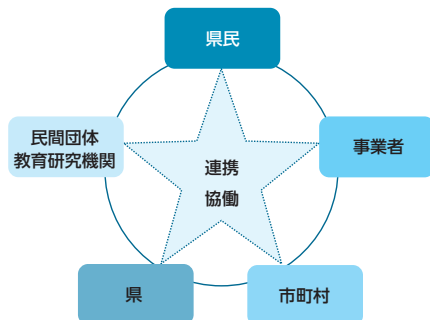
県民1人当たりで換算すると、1日106g（お茶碗1膳弱のご飯の量）の食品を廃棄していることになります。

〔本県の食品ロス量（令和元年度推計値）〕



(2) 食品ロス削減推進に向けた基本的考え方

食品ロスの削減には、私たち県民一人一人が「もったいない」の気持ちを持ち、この問題を他人事ではなく我が事として捉え、理解するだけにとどまらず身近なことから行動に移すことが必要です。



(3) 目標値

本県では、国の削減目標（平成12年度を基準に、令和12年度までに食品ロス量を半減）及び直近の推計値、県内市町村の食品ロス削減推進計画を踏まえ、令和元年度（8.8万t）を基準に、令和12年度までに食品ロス量を21%削減し、7.0万tにすることを目標とします。

〔削減目標〕

指標	令和元年度 (基準年度) 推計値	令和12年度 (目標年度) 目標値	基準年度に 対する目標年度の 削減率
家庭系食品ロス量	4.5万t	3.2万t	-29%
事業系食品ロス量	4.3万t	3.8万t	-12%
食品ロス量（合計）	8.8万t	7.0万t	-21%

(4) 施策

① 教育及び学習の振興、普及啓発

様々な広報媒体やイベント、学校教育の場などで、食品ロス削減に関する情報発信に取り組みます。

② 食品関連事業者等の取組に対する支援

食品ロス削減に取り組む事業者等の支援に取り組みます。

〔みやぎの食べきりモデル店舗認定事業〕

食べ残しを減らそうと取り組む県内の飲食店や宿泊施設を「みやぎの食べきりモデル店舗」として認定し、県ホームページでの紹介、食べきり啓発資材の配布等により支援します。



▲認定店舗に配布している食べきり啓発資材（コースター）

③ 未利用食品の利活用の支援

フードバンク団体と連携したフードドライブの実施、フードバンク団体の活動支援などに取り組みます。



▲フードドライブの寄附食品

④ その他

災害備蓄食料の利活用、食品廃棄物の活用に向けた試験研究に取り組みます。